

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ◆ 新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての医療機関、社会福祉施設等の対応について（令和2年2月28日）（厚生労働省） 1
- ◆ 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う指定保育士養成施設の対応について（令和2年3月2日）（厚生労働省） 3
- ◆ 「新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の「利用者負担額」及び子育てのための施設等利用給付」等の取扱いについて」にかかるFAQについて（内閣府・文部科学省・厚生労働省） 4
- ◆ 全国児童福祉主管課長会議の資料が公表される（厚生労働省） 5
- ◆ 平成30年社会福祉施設等調査の概況（厚生労働省） 5

◆新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての医療機関、社会福祉施設等の対応について（令和2年2月28日）（厚生労働省）

令和2年2月28日、厚生労働省より、都道府県・保健所設置市・特別区衛生主管部局、民生主管部局宛てに、事務連絡「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての医療機関、社会福祉施設等の対応について」が発出されました。

この事務連絡は、小学校等の休業等の対応が行われる場合、それに伴い、子どもを持つ福祉分野の専門職が子育て等を理由とした休暇の取得等を行うことが想定され、こうした場合においても、医療、介護、障害福祉等において必要とされるサービスが地域で適切に提供されるよう、人員確保支援や配置基準、報酬算定要件等についての取扱いを周知する

ものです。

保育所については、既に発出されている事務連絡「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う保育所等の人員基準の取扱いについて（令和2年2月25日、厚生労働省子ども家庭局保育課）」が別添32として示されています。

(全国保育協議会事務局抜粋)

新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての医療機関、 社会福祉施設等の対応について

(前略) 政府から小学校、中学校、高等学校等に対し、同年3月2日以降の臨時休業を要請したところです。今後、当該要請を踏まえて小学校等の休業等の対応が行われる場合、それに伴い、子どもを持つ医師、薬剤師、看護師、リハビリ専門職等の医療介護福祉分野の専門性を有する方々が子育て等を理由とした休暇の取得等を行うことが想定されます。

こうした場合においても、医療、介護、障害福祉等において必要とされるサービスが地域で適切に提供されるよう下記の取扱いを行うこととしたため、内容についてご了知いただくとともに、貴管内医療機関、社会福祉施設等に対する周知をお願いします。

なお、この取扱いは、今般の新型コロナウイルス感染症のまん延防止を図ることの重要性に鑑みたものであることに御留意いただくようお願い申し上げます。

記

1. 放課後児童クラブ等における柔軟な対応による勤務可能な看護師等の安定的確保について

(略)

※全保協事務局注:「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての保育所等の対応について」(令和2年2月27日厚生労働省子ども家庭局保育課ほか連名事務連絡)【別添1】は、既に発出されています。

2. 医療機関等における人員確保支援、配置基準や報酬算定要件等について
(中略)

- (9) 保育所等、児童福祉施設等の人員配置基準等の取扱いについては、次の事務連絡を参照すること。

・新型コロナウイルス感染症の発生に伴う保育所等の人員基準の取扱いについて(令和2年2月25日厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)【別添32】

(後略)

※全保協事務局注:【別添32】は既報のとおりですが、改めて下記をご確認ください。

(別添32) 全国保育協議会事務局抜粋

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う保育所等の人員基準の取扱いについて

今般、「社会福祉施設等における職員の確保について」（令和2年2月17日付厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室等連名事務連絡）に基づき、職員の確保が困難な施設がある場合については、他施設等からの職員の応援が確保されるよう必要な対応をお願いしているところです。

今後、新型コロナウイルス感染症の対応に伴い、保育所等において保育士等が一時的に不足し、人員等の基準を満たすことが出来なくなるなどの場合が考えられますが、人員、設備等の基準の適用については、利用児童の保育に可能な限り影響が生じない範囲でご配慮いただきますよう、関係市区町村や保育所等、保育関係団体に周知を図るようお願いいたします。

事務連絡の本文と、別添1、別添32などの詳細は、下記ホームページの「15」をご確認ください。

■厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 子ども・子育て支援 > 保育関係 > 保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html

◆新型コロナウイルス感染症の発生に伴う指定保育士養成施設の対応について（令和2年3月2日） （厚生労働省）

令和2年3月2日、厚生労働省子ども家庭局保育課により、各都道府県指定保育士養成施設主管課宛てに、事務連絡「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う指定保育士養成施設の対応について」（令和2年3月2日）が発出されました。

この事務連絡は、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、指定保育士養成施設に在学中の学生の修学等に不利益が生じることがないように、養成施設の運営等についての取扱いを示したものです。保育所等に関連する内容は、下記をご参照ください。

（全国保育協議会事務局抜粋）

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う指定保育士養成施設の対応について

1. 養成施設の運営に係る取扱い

（中略）

- (3) 養成施設にあっては、新型コロナウイルス感染症の影響により実習施設の受け入れの中止等により、実習施設の確保が困難である場合には、年度をまたいで実習を行って差し支えないこと。なお、これらの方法によってもなお実習施設の代替が困難である場合、実状を踏まえ実習に代えて演習又は学内実習等を実施することにより、必要な知識及び技能を修得することとして差し支えないこと。

2. 保育士資格に係る取扱い

- (1) 今般の新型コロナウイルス感染症の対応により実習中止、休講等が生じ、授業の実施

期間が例年に比べて短縮された場合であっても、当該養成施設において必要な単位もしくは時間を履修し卒業した者については、従来どおり、保育士となる資格を有すると認められること。

- (2) 新型コロナウイルス感染症に関連する実習中止、休講等の対応を受けた学生は、他の学生より修業が遅れることが想定される。こうした場合であっても、当該養成施設において必要な単位もしくは時間を履修し卒業した者については、従来どおり、保育士となる資格を有すると認められること。
- (3) (1) 及び (2) の取扱いは、養成施設における教育内容の縮減を認めるものではないことから、養成施設にあっては、時間割の変更、補講授業、インターネット等を活用した学修、レポート課題の実施等により必要な教育が行われるよう、特段の配慮をお願いしたいこと。

詳細は下記ホームページの「16」をご確認ください。

■厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 子ども・子育て支援 > 保育関係 > 保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html

◆「新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の「利用者負担額」及び子育てのための施設等利用給付」等の取扱いについて」にかか る FAQ について（内閣府・文部科学省・厚生労働省）

令和2年3月4日、内閣府・文部科学省・厚生労働省より、都道府県・指定都市・中核市の子ども・子育て支援新制度担当部局に対し、事務連絡「新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の「利用者負担額」及び子育てのための施設等利用給付」等の取扱いについて」にかか
る FAQ についてが発出されました。

これは、令和2年2月27日付で発出された「新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の「利用者負担額」及び「子育てのための施設等利用給付」等の取扱いについて（事務連絡）」について、問い合わせの多かった質問について FAQ に取りまとめられたものです。

詳細は下記ホームページの「17」をご確認ください。

■厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 子ども・子育て支援 > 保育関係 > 保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html

◆全国児童福祉主管課長会議の資料が公表される (厚生労働省)

令和2年3月3日、厚生労働省は、全国児童福祉主管課長会議の資料を公表しました。

■厚生労働省トップページ > 政策について > 審議会・研究会等 > 子ども家庭局が実施する検討会等
> 全国児童福祉主管課長会議 > 令和元年度全国児童福祉主管課長会議
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09800.html

【説明資料3】

◆PDF ファイル「保育課・少子化総合対策室1 (1~38 ページ)」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/000601768.pdf>

・子育て安心プラン、保育人材確保、子ども・子育て支援新制度5年の見直し、幼児教育・保育の無償化などの項目の説明資料です。

◆PDF ファイル「保育課・少子化総合対策室2 (39~84 ページ)」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/000601769.pdf>

・保育関係予算の概要 45 ページ～
・令和2年度の公定価格（保育所等関係）の対応について（案）82 ページ～

◆PDF ファイル「保育課・少子化総合対策室4 (119~162 ページ)」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/000601772.pdf>

・2020（令和2）年度の公定価格の改定（案）145 ページ～
「土曜日に閉所する場合の減算調整の見直し」149 ページ
「地域区分の改善」150 ページ 「処遇改善等加算の運用の改善」152~154 ページ

◆PDF ファイル「保育課・少子化総合対策室5 (163~224 ページ)」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/000601773.pdf>

・2019（令和元）年度幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査集計結果<速報値>
163 ページ～

◆平成30年社会福祉施設等調査の概況(厚生労働省)

令和2年3月4日、厚生労働省は、標記調査の概況をホームページに公表しました。今回の調査の概況は平成30年10月1日現在のものです、本調査は毎年実施されています。

施設の種別別に施設数をみると、保育所等（幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園及び保育所）は、27,951施設で、前年に比べ814施設、3.0%増加しています。保育所等の定員は2,715,914人、在所者数は2,535,964人、在所率は93.4%となっています。

調査結果の全体像、他の施設種別の集計結果は、下記の厚生労働省のホームページをご参照ください。

■厚生労働省トップページ > 統計情報・白書 > 各種統計調査 > 厚生労働統計一覧 > 社会福祉施設等調査 > 結果の概要 > 平成30年社会福祉施設等調査の概況
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/fukushi/18/index.html>